

議案第41号

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和元年6月4日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成27年かす  
みがうら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表直売所の項、食堂の項及び備考を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。